

# 交通事故に遭った場合の対応マニュアル

## 1.ケガをした人の救護と二次被害の防止



すぐに運転を停止し、加害者・被害者を問わず、  
負傷者がいた場合はすみやかに救護します。  
二次被害が起こるのを防ぐため、負傷者が軽傷なら安全なところに避難。  
重傷の場合は動かさず救急車の到着を待ちます。



## 2.警察及び保険会社へ連絡



警察と加害者の保険会社へ連絡。  
・自動車保険等に加入している場合、ご自身の保険会社への連絡も必要です。  
・加害者には警察へ届出の義務がありますが、被害者からも届け出す必要があります。  
・届け出を怠ると、保険会社に保険金を請求する際に必要となる「交通事故証明書」が発行されません。



## 3.相手(加害者)と加害者車両の情報を収集



### 確認事項

- ・相手の氏名、住所、自宅と携帯の電話番号
- ・車の登録ナンバー
- ・自賠責保険(共済)
- ・証明書番号
- ・勤務先(住所・雇主の氏名・連絡先)

※業務中であれば、運転者だけでなく雇主も賠償責任を負う事があります

可能であれば、携帯で免許証と車検証の写真をとっておいてください。

たとえ相手が誠実そうに見えても、時間の経過と共に、話の内容が変わることはよくあります。

## 4. 事故状況を記録



- ・必ず事故現場の痕跡、ブレーキ痕、壊れた自動車を加害車両、被害車両ともに記録しましょう。
- ・目撃者に名前・連絡先を聞いておきましょう。後日争いになった時の証拠となります。

## 5. 専門医の受診、診断書の発行



事故直後は興奮しているため、症状が出ない方がいますが、必ず当日のうちに受診しておいてください。

たとえその日は何の症状が出なくても、後から意外とケガが重かったという例もあります。

速やかに専門医(総合病院や外科・整形外科など)を受診し、診断書を発行してもらってください。

## 6. 保険会社への連絡



ご自身にて、加害者の加入している保険会社へ連絡し、  
担当者に「すみれ整骨院に通院する」旨をお伝え下さい。  
当院受診前に保険担当者に連絡していただくと、保険取り扱いの確認等がスムーズに行えます。

## 7. 当院へお電話をください

『すみれ整骨院』にまずお電話ください。

交通事故、自賠責、むちうち..などお気軽にご相談ください。

電話: 06-6338-1817

お名前・事故日・症状・現在通院中の医療機関の有無などを教えて下さい。